

グループホーム「サンサンケア門前」
指定認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
事業所運営規程

(目的)

第1条 この規程は、有限会社一葉サンサン会が設置運営する地域密着型サービスに指定された認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の介助及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 6 医療連携体制の強化、看取り介護体制を図る

(運営推進会議の設置)

第4条 運営推進会議は、各地域密着型サービス事業者が、利用者、市町村職員、地域の代表者等に対して、提供しているサービスの内容を明らかにすることにより事業所による利用者「抱え込み」を防止し地域に開かれたサービスとすることでサービスの質の確保を図ることを目的として設置したものである。

- 2 運営推進会議委員構成メンバーは以下の通りです
- ① 利用者家族等
 - ② 地域住民の代表者等
 - ③ 西宮市職員、地域包括支援センター職員、または権利擁護支援者
 - ④ 知見を有する者
 - ⑤ グループホームサンサンケア門前管理者
- 3 グループホームサンサンケア門前の運営推進会議は、運営推進会議委員と当事業所職員により構成する会議である。当会議は概ね2か月に1回開催する。

(事業所の名称等)

第5条 本事業所の名称は、「サンサンケア門前」とする。

2 事業所の所在地は、兵庫県西宮市門前町10番32号とする。

(職員の数及び職務内容)

第6条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤)
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
 - ② 計画作成担当者 2名(常勤 2名)
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成することとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。
 - ③ 介護職員 介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。
 - ・ 第1ユニット 常勤職員 1名以上
非常職員 常勤換算 2名以上
夜勤職員 1名以上
 - ・ 第2ユニット 常勤 1名以上
非常勤職員 常勤換算 2名以上
夜勤職員 1名以上
- 第1. 第2ユニット合わせて看護師資格者 1名以上

第7条 利用定員は、18名(第1ユニット9名・第2ユニット9名)とする。

(介護サービスの内容)

第8条 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助

- ② 日常生活上の支援
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談、援助
- ⑤ 医療連携体制
- ⑥ 看取り介護体制

(介護計画の作成)

第9条 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更の際には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(入居敷金)

第10条

- ① 利用者は、本契約から生じる債務の担保として、20万円を入居敷金として事業者に預け入れるものとします。
- ② 事業者は、利用者が退居した場合は、延滞なく預け入れた入居敷金を無利息で退居時に返還するものとします。ただし、事業者は退居時に居室の使用料等の滞納、原状回復に要する費用その他本契約から生じる退居者の債務の不履行が存在する場合には、該当債務の額を入居敷金から差し引くこととします。
- ③ 事業者は、入居敷金から差し引く債務の額の内訳を退居者または家族に明示するものとします。

(利用料等)

第11条 本事業が提供する認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。(下記の月額額は、1ヶ月を30日とする。)

- | | | |
|---------|-----------|------------|
| ① 居室利用料 | 49,500円/月 | (1,650円/日) |
| ② 食材費 | 51,000円/月 | (1,700円/日) |
| ③ 水道光熱費 | 30,000円/月 | (1,000円/日) |
| ④ 共益費 | 27,000円/月 | (900円/日) |

- ⑤ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用…実費
- 2 月の途中における入居または退居については日割り計算とする。
 - 3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、銀行口座振込みによって指定期日までに受けるものとする。
- (入退居に当たっての留意事項)

第12条 認知症対応型生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は要支援2、要介護1から要介護5で認知症の状態でありかつ次の事項を満たす者とする。

- ・ 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ・ 自傷他害のおそれがないこと。
- ・ 常時医療機関に於いて治療をする必要がないこと。

他、入居者は重要事項説明書に記載する留意事項を遵守するものとする。

(秘密保持)

第13条 本事業所の従業員は、業務上知り得た利用者または家族の秘密保持を厳守する。

- 2 従業員であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講ずる。
- 3 入所者、その家族は入所中知りえた秘密を厳守する。

(個人情報の保護)

第14条 利用者、家族の個人情報については、その性格と重要性を十分認識し、適正に取り扱い、介護保険法に基づく指定基準において、サービス担当者等で、利用者、家族の個人情報を用いる場合には、あらかじめ文書で同意を得るものとします。

(身体的拘束等の禁止)

第15条 利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

(苦情処理)

第16条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の設置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずる。

(損害賠償)

第17条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

第18条 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 従業員は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(非常災害対策)

第19条 非常災害が発生した場合、従業員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は防火管理者の指示により、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をする。

2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等との連携を図り、避難訓練を行う。

(その他運営についての重要事項)

第20条 従業員等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- ① 採用時研修 採用1ヶ月以内
- ② 内部研修 職員全体研修(3ヶ月に1回)
- ③ 外部研修 実務者研修等への参加

2 事業者は当事業を行うに当たり、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

3 この規程を定める事項のほか、運営に関する重要事項は、運営法人与事業所の管理者が協議の上定めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第21条 法人及び事業所は、利用者の人権の保障、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うとともに、世話人等の従業員に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。

付 則

1. 事業所の運営規定は、平成15年2月15日から実施する。
2. 平成16年7月1日改定。
3. 平成17年4月1日第5条改定。
4. 平成17年7月1日第5条改定。
5. 平成17年10月1日第9条改定。
「痴呆」を「認知症」に変更
6. 平成18年4月1日介護保険法改正のともなう改定
7. 平成18年9月1日運営推進会議設置
8. 平成19年4月1日介護職員人員配置変更
9. 平成20年4月1日運営推進会議第4条一部変更、介護職員人員配置変更
10. 平成20年9月10日第6条③介護職員人員配置変更
11. 平成20年10月20日第13条身体拘束等の禁止設置
12. 平成21年4月1日介護職員人員配置変更、

介護保険改正により（運営の方針）第3条6変更、第8条⑥看取り介護体制を追加

- | | | |
|-----|------------|-----------------|
| 13. | 平成22年9月1日 | 第6条③介護職員人員配置変更 |
| 14. | 平成23年9月1日 | 第10条①家賃変更 |
| 15. | 平成23年9月1日 | 第6条 ③介護職員人員配置変更 |
| 16. | 平成24年4月1日 | 第6条 ③介護職員人員配置変更 |
| 17. | 平成25年2月1日 | 第6条 ③介護職員人員配置変更 |
| 18. | 平成25年4月1日 | 第6条 ③介護職員人員配置変更 |
| 19. | 平成25年12月1日 | 第6条 ③介護職員人員配置変更 |
| 20. | 平成26年4月1日 | 第6条 ③介護職員人員配置変更 |
| 21. | 平成26年9月1日 | 第6条 ③介護職員人員配置変更 |

第10条（入居敷金）（条項変更）第11条①居室利用料（家賃）

④共益費の変更

22. 平成28年5月1日

第6条 ③介護職員人員配置変更

① 管理者人員配置変更 管理者1名（常勤、第1、2各ユニット）

23. 平成29年4月1日 管理者1名（常勤 第1、2各ユニット）
24. 令和 元年8月1日 管理者1名（常勤）
25. 令和 2年12月1日 管理者2名（常勤 第1、2各ユニット）

26. 令和 3年4月 1日 管理者1名 (常勤)

第6条 ③介護職員人員配置変更

27. 平成29年 7月1日

28. 令和 2年11月1日

29. 令和 3年 4月1日

30. 令和 4年 4月1日

第4条 2 ③変更

31. 令和元年9月1日

32. 令和2年3月1日

第12条 入退去に当たつての留意事項の追加

第13条以下 番号繰り下げ

33. 令和4年11月1日第11条改定
食材費、水道光熱費、共益費の変更

第21条 の追加

34. 虐待の防止のための措置に関する事項

第5条 管理者の変更

35. 令和8年6月1日 管理者1名 (常勤第1、第2ユニット)